



SOMPO
JAPAN

NKSJグループ

平成22年4月改定

企業の業務に付随する賠償責任に対する備えとして

施設所有管理者 賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款
賠償責任保険追加条項 施設所有管理者特約条項



広範囲な企業活動に伴い、種々の賠償危険も増大します。
 予想もしていなかった賠償事故に見舞われた場合……

経営を守る備えのひとつとして 施設賠償責任保険をぜひお役立てください。

施設賠償責任保険に ご加入いただく 方(被保険者)は?

- (1)施設の所有者、使用者または管理者
- (2)施設の内外で業務を行っている企業
 - 貸ビル所有者
 - マンション管理組合
 - レストラン経営者
 - 衣類販売店
 - ガラス製品製造業者……など

保険の対象となる 施設・設備・業務

- 保険証券に記載された施設・設備または業務が対象となります。
 なお、次のような施設については、内部の装置や設備(エレベーターやエスカレーターを除きます。)を含めて包括的に対象とすることができます。
- 店舗、事務所、工場、映画館、浴場等の建物・ビル(内部の機械・什器を含みます。)
 - 遊園地、公園(園内の娯楽施設、遊戯具を含みます。)
 - プール、ゴルフ練習場
 - 看板、ネオンサイン、広告塔
 - ロープウェイ、リフト……など

保険金をお支払いする 場合は

(1)被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

- 身体賠償事故の場合
 治療費／休業損失／慰謝料など
- 財物賠償事故の場合
 修理費、再調達に要する費用など(注)



(2)被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用

(3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬……など

*賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
 *お客さま(被保険者)が、損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等については、保険金をお支払いします。

(注)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない 主な場合

〈賠償責任保険普通保険約款〉

- ①被保険者または保険契約者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然変象
- ④被保険者が所有、使用または管理する財物を損壊した場合
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者の使用人が被保険者の業務従事中に被った身体障害
- ⑦排水または排気(煙または蒸気を含みます。)による事故
- ⑧被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任 など

〈賠償責任保険追加条項〉

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染危険
 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任

ご契約期間 (保険期間)

保険期間は原則として1年間です。
ただし、催しなどで一定期間のみ設置している施設や開催業務については、その期間のみを保険期間とすることができます。
なお、この保険でお支払の対象となる事故は、損害賠償請求の時期を問わず、保険期間中に生じた身体賠償事故・財物賠償事故となります。

お支払い限度額と 自己負担額

(1) お支払い限度額(ご契約金額)

お支払い限度額は、身体賠償と財物賠償の各々について限度額をご設定いただけます。ご契約金額は対象とされる施設・業務等から予想される事故を勘案のうえ、任意に決められます。

〈ご契約金額設定例〉

- 身体賠償 被害者1名あたり 3,000万円
1事故あたり 1億円
- 財物賠償 1事故あたり 5,000万円

*上記の設定方式のほかに、身体賠償と財物賠償の「1事故限度額」を共通に設定した「身体・財物共通支払い限度額設定方式」があります。この方式でご契約いただくと保険料が割安になる場合があります。

(2) 自己負担額(免責金額)

身体賠償・財物賠償の各々について1事故あたりの自己負担額(免責金額)を自由にご設定ください。保険金はあらかじめ設定した自己負担額を超える損害部分についてのみお支払いします。また、自己負担額を高くご設定いただくと保険料が割安になります。

お支払い いただく 保険料

保険料は、施設や業務等の種類、保険料算出の基礎(面積や人数等)、ご契約金額・自己負担額の設定などによって異なりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

*保険料算出の基礎は、対象とする施設・業務の種類に応じて異なります。

(対象施設・業務)	(保険料算出の基礎)
○デパート、レストラン、事務所	施設の総床面積(㎡)
○映画館、劇場	座席数(席)
○工場	保険期間中の従業員の賃金総額(円)
○遊園地、展覧会場 など	保険期間中の入場者数(人) など

なお、賃金総額や入場者数など、数値が変動するものを保険料算出の基礎とする施設・業務についてご契約いただきました場合には、ご契約時に保険期間中の見込数値に基づいた保険料(概算保険料)をお支払いいただき、保険期間終了後、確定数値に基づいた保険料(確定保険料)との差額を精算させていただきます。

※「保険料の確定に関する追加条項」を付帯のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における賃金総額や入場者等により算出します。この場合は確定精算を行いません。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 専門職業危険

- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
- ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など

〈施設所有管理者特約条項〉

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任(注1)
- ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 など

(注1) 自動車には、販売等を目的として展示を行っている自動車を含みません。また自動車が運行している場合は補償の対象外となります。

施設・業務に付随して企業に

法律上の賠償責任として.....

施設・設備等の所有、使用もしくは管理上の事故または業務遂行上の偶然な事故によって企業に発生する法律上の賠償責任には、次のようなものが考えられます。

(1) 不法行為責任(民法709条)

故意または過失により第三者の権利を侵害した場合、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことを不法行為責任といいます。

(例)

- 化学工場の過失による爆発で周囲の民家を破壊し、住民が負傷したことによる**化学工場の責任**
- デパートの防火体制の不備により火災が広がり、お客さまが焼死したことによる**デパートの責任**
- イベント主催者の警備体制の不備により、お客さまが将棋倒しになり負傷したことによる**イベントの主催者の責任** など

(2) 工作物責任(民法717条)

土地の工作物の設置または保存のかし(欠陥)により第三者に損害を生じさせた場合、そのかしの原因をだれが作り出したかにかかわらず、一次的にはその工作物の占有者が責任を負い、占有者が損害の発生を防ぐために必要な注意をしたことを証明したときに、最終的に所有者が責任を負うことを土地工作物責任といいます。

- ビルの3階から看板が落ちて、通行人に当たり大ケガをさせたことによる**ビルの所有者の責任**
- レストランの階段の手すりが突然はずれ、お客さまが転落して負傷したことによる**レストランの所有者の責任**
- 公園の鉄棒が折れ、遊んでいた子供が骨折したことによる**公園の所有者の責任** など

(3) 使用者責任(民法715条)

業務遂行のために従業員等(被用者)を使用する者(使用者)が、その被用者が業務遂行上第三者に与えた損害について責任を負うことを使用者責任といいます。

- 新聞配達中に、自転車で通行人に衝突しケガを負わせたことによる**新聞販売店の責任**
- 飲食店の店員がスプーンをこぼし、お客さまに火傷を負わせたことによる**飲食店の責任**

問われる社会的責任とは？

業務拡大へのさらなる努力とともに、
安心経営のための備えが必要です。

施設賠償責任保険とは？

被保険者(補償の対象となる方)の方が、
(1)所有・使用または管理する施設・設備に起因して生じた偶然な事故
または
(2)業務の遂行によって生じた偶然な事故
により

第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合に、
法律上の賠償責任を負担することによって被
る損害を保険金としてお支払いする保険です。

<p>1</p> <p>理科の実験中にアルコールランプが倒れ生徒がやけどを負った。 (学校の責任)</p> 	<p>4</p> <p>公園にあるブランコのチェーンがはずれ、遊んでいた子供が負傷した。 (公園管理者の責任)</p> 
<p>2</p> <p>洋品店で陳列棚の上段の棚板が落下しお客さまが頭部を負傷した。 (洋品店の責任)</p> 	<p>5</p> <p>ビル2Fの美容院の給排水管がつまり、階下の店に漏水、汚損した。 (美容院の責任) ※オプション(漏水担保追加条項)をセッ トすることにより補償されます。</p> 
<p>3</p> <p>お祭り見物中に神輿が倒れ、観客が押し倒され負傷した。 (興行主催者の責任)</p> 	<p>6</p> <p>街路灯アームが腐食により落下し、駐車中の車両を破損した。 (道路・街路灯管理者の責任)</p> 

〈ご確認ください〉

次の施設・設備については、専用の商品をご用意しております。(施設賠償責任保険でのお引受けはできません。)
詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 医療施設の管理不備、医療ミス等によって生じた損害については……………**医師賠償責任保険**
- エレベーター・エスカレーターの所有・使用・管理によって生じた損害については……………**昇降機賠償責任保険**
- ホテル・旅館等の宿泊施設の所有・使用・管理によって生じた損害については……………**旅館賠償責任保険**
- LPガスの販売等によって生じた損害については……………**LPガス事業者賠償責任保険**
など

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1.以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 - 2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 7.上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日以上の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

前記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議の上、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、前記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口:事故サポートデスク】

 **0120-727-110**

【受付時間】平日:午後5時～翌日午前9時
土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金

額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

- 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。クーリングオフとはご契約のお申し込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- ① 保険期間が1年以内のご契約
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※) 保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかったり、保険契約が解除される場合があります。

- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。

- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注) 最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

- ① 被保険者が個人(注)のお客さまの場合

(注) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)は、個人に含まれます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

- ② 被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)②業務内容欄③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、
遅滞なくご通知ください。

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に
変更が発生する場合

(※)保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●売上高、賃金、入場者、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高等に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返戻は行いません。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報取扱いについて

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:(株)損害保険ジャパン】

 **0120-888-089**

<受付時間> 平日:午前9時～午後8時
土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sompo-japan.co.jp>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**

<受付時間> 平日:午前9時15分～午後5時
<インターネットホームページアドレス> <http://www.sompo.or.jp/>

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先

「新民事訴訟法対応」賠償責任保険でお支払いする費用

訴訟に迅速・的確に対応するために・・・
損害賠償請求訴訟に対処するために必要な
下記の費用

- ◎相手方または裁判所に提供する文書の作成に要する費用
- ◎超過勤務手当などの人件費、交通費・宿泊費
- ◎事故再現実験・原因調査費用
- ◎意見書・鑑定書作成のための費用

初期の適切な対応のために・・・
事故発生当初、賠償責任が生じるおそれの
ある場合に支出した下記の費用

- ◎事故現場保存・記録・取り片付け費用
- ◎事故原因・状況調査費用
- ◎事故現場に赴くための人件費・交通費・宿泊費
- ◎通信費

- ◎対人事故の被害者に対する見舞金または見舞品購入費用

保険期間中を通じ
1,000万円まで

被害者1名につき1万円まで
保険期間中を通じ50万円まで
(のちに賠償保険金を支払う場合
にはその一部に充当します。)

以上